⑵　入札説明書の交付　環境省ホームページの「調達情報」＞「入札等情報」＞「委託業務」＞「入札公告（役務）」より必要な件名を選択し、「入札公告」の下段に入札説明書のファイルが添付されているので、ダウンロードして入手すること。
https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/index_nyusatsu2.html
5　提案書の提出期限等及び競争執行の場所及び時間等
⑴　提案書の提出について
１）期限　令和７年３月24日17時
２）場所　〒100―8975 東京都千代田区霞が関１－２－２（中央合同庁舎第５号館３階）環境省地球環境局総務課予算決算係
３）方法　提案書については、原則電子メール（chikyu-somu@env.go.jp）、困難な場合は持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）によって提出すること（提出期限必着）。
⑵　提案書に関するヒアリングは行わない。
⑶　入札書の受領期限及び場所　令和７年３月27日17時まで　東京都千代田区霞が関１－２－２（中央合同庁舎第５号館３階）環境省地球環境局総務課予算決算係
※紙入札書を提出する場合、電話、ＦＡＸ、電子メール等による提出は認めない。（郵送の場合は書留郵便に限る。）
⑷　開札の日時及び場所　令和７年３月28日14時00分まで　環境省第７会議室　東京都千代田区霞が関１－２－２（中央合同庁舎第５号館３階）
6　電子調達システムの利用
本案件は、電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式によることができる。
https://www.geps.go.jp
7　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した総合評価のために必要な書類及び封印した入札書をそれぞれの受領期限までに提出しなければならない。なお、それぞれの書類につき、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、入札説明書で指定する性能等の要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。
⑺　契約締結日までに令和７年度の予算が成立しなかった場合は、契約締結日は、予算が成立した日以降とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。
⑻　委託業務経費の算出等に当たっては、「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針」（https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/kihon%20houshin20190306.pdf）に従うこと。
⑼　その他　詳細は入札説明書による。
8　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : DOI Kentaro, Director General, Global Environment Bureau, Ministry of the Environment.
⑵　Classification of the services to be procured : 71, 27
⑶　Nature and quantity of the services to be required : “Introduction of RPA tools for the preparation of documents to be published in the Government Action Plan, etc” in FY 2025
⑷　Fulfillment period : 31 March 2026
⑸　Fulfillment place : The place will be specified later.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
②　have Grade A, B, C or D in terms of the qualification in the categories of “offer of services” (Surveys and Research) for participating in tenders by Ministry of the Environment (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2022, 2023 and 2024 : However, A, B, C or D in terms of the qualification in the categories of “offer of services” (Surveys and Research) for participating in tenders by Ministry of the Environment (Single qualification for every ministry and agency) will be acquired on an ongoing basis in the fiscal years 2025, 2026 and 2027 :
③　are not being suspended from transactions by request of the officials in charge of contract.
④　meet the business contract conditions.
⑤　pledge to excluding crime syndicates and other illegal organization defined in the tender manual.
⑺　Time limit for tender : 17 : 00, 24 March 2025.
⑻　Contact point for the notice Policy and Coordination Division, Global Environment Bureau, Ministry of the Environment, 1―2―2 Kasumigaseki Chiyoda-ku Tokyo 100―8975 Japan, TEL　+81―(0)3―5521―8356 ext. 6715

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和７年２月３日
分任支出負担行為担当官
海上自衛隊佐世保地方総監部経理部長
佐々木　健
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　42
1　調達内容
⑴　品目分類番号　71
⑵　購入等件名及び数量
ハンドル式移動棚，電子機器保管用　１組
⑶　納入期限　令和７年12月25日
⑷　納入場所　海上自衛隊那覇航空基地　第５整備補給隊
⑸　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、入札書に記載された金額が消費税法の課税標準と一致しないものは除く。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の売買」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされている者、又は当該競争参加資格を有していない者にあっては、競争執行の日までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録され、当該競争参加資格を有すると認められる者であること。
⑷　日本国内で調達物品の検査を行うため、日本国内に検査設備及び要員等を確保でき、契約担当官等の実施する検査の立ち会いに応じられる者であること。
⑸　防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官（以下「省指名停止権者」という。）又は海上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
⑹　前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
⑺　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。